

27年12月議会

やすらぎ苑業務委託について

質問

最後にですね、時間がございますので、やすらぎ苑のことについて伺いたいと思います。業務委託の内容についてです。この件については福祉環境委員会における今年度予算審議において触れ、決算でも触れました。現在、やすらぎ苑において委託している業務及び非常勤職員が行っている業務についてお聞かせください。

今川学環境部長

吹田市立やすらぎ苑における委託業務の内容については、大きく分けまして、施設管理業務と火葬業務がございます。

施設管理業務につきましては、やすらぎ苑周辺緑地の除草剪定や施設の警備業務等でありまして、火葬業務につきましては、日常の火葬炉の点検業務から、御遺体の引き受け、搬入、火葬執行、また、医療に伴う廃棄物の動物の死体の引き受け、焼却業務等でございます。

次に、非常勤職員が行っている業務についてでございますけれども、日常的な施設管理業務、具体的には、やすらぎ苑駐車場や施設内の炉前ホールや待合室、トイレ等の清掃や火葬に係る受付業務のほか、火葬証明等の証明書発行業務等も行っております。

以上でございます。

質問

この非常勤の職員については人件費が1,064万かかっているということなので、何とかならないのかなということで、いろいろ質問させていただいた結果、さきの質疑では指定管理についても検討しているということでございました。当該業務を指定管理にするメリット及び委員会答弁で27年度中に行うとおっしゃっていた検討結果についてお聞かせください。

今川学環境部長

まず、指定管理のメリットについてでございますけれども、業務委託ではなく指定管理にすることで、非常勤職員を配置しなくても火葬証明等証明書発行の業務を実施することができます。

また、吹田市立やすらぎ苑の2階に待合所を設置しておりますけれども、利用者が少ないというのが現状でございまして、民間のノウハウを活用し、自主事業も含め、施設全体により効果的かつ効率的な管理運営を行うことが指定管理への移行するメリットであるというふうに考えております。

次に、平成27年3月議会の福祉環境常任委員会で、業務選定の課題解消に向けて動きたい

と答弁いたしました件でございますけれども、火葬業務につきましては、やすらぎ苑は市民生活に密着した施設であり、元日を除き毎日稼働し、また、高熱を発生する特殊プラントであることから、施設の安定的運営のため随意契約により業務委託を行ってまいりました。しかしながら、契約の透明性、公平性確保の観点から検討を進めてまいりました結果、指定管理に移行するためには、まだ条例改正を初めとする種々検討を要するため、来年度は入札による業務委託としていきたいと考えているものでございます。以上でございます。

意見

まずは、随意契約を入札に変えるということで、その後、指定管理についても積極的に検討されてるということでございます。費用削減ですね、小さな積み重ねだと思いますので、少しずつ頑張ってくださいますよう要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。